

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………

○森林法第百八十九条の揭示……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

### 規則(人)

○学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則……………

### 公告

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………

### 通知

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について……………(東京都人事委員会)……………

## 告示

●東京都告示第九百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

東京都知事 舛添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

新宿区信濃町三十五番一

平成二十八年四月二十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

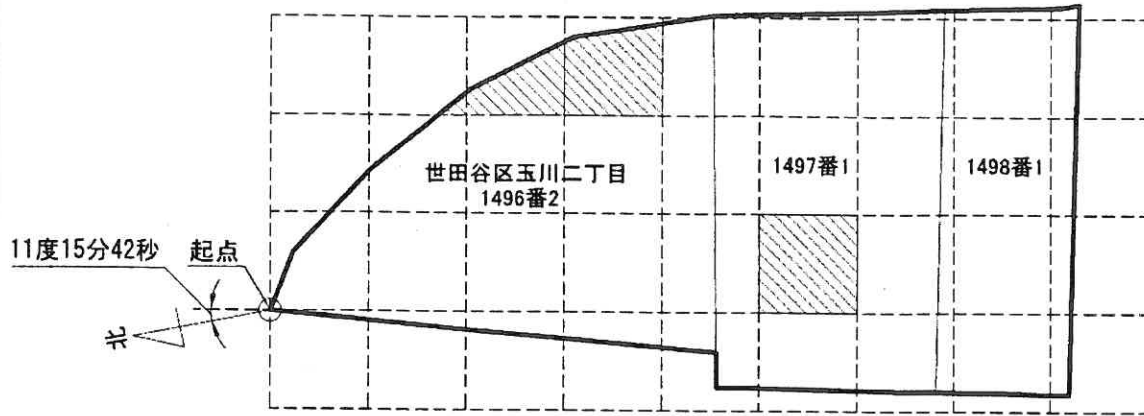
平成二十八年五月十八日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区玉川二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画      — 調査範囲
- 筆境界      ▨ 形質変更時要届出区域

起 点

起点は、世田谷区玉川二丁目1496番2の最北端とする。

格子の回転角度(11度15分42秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

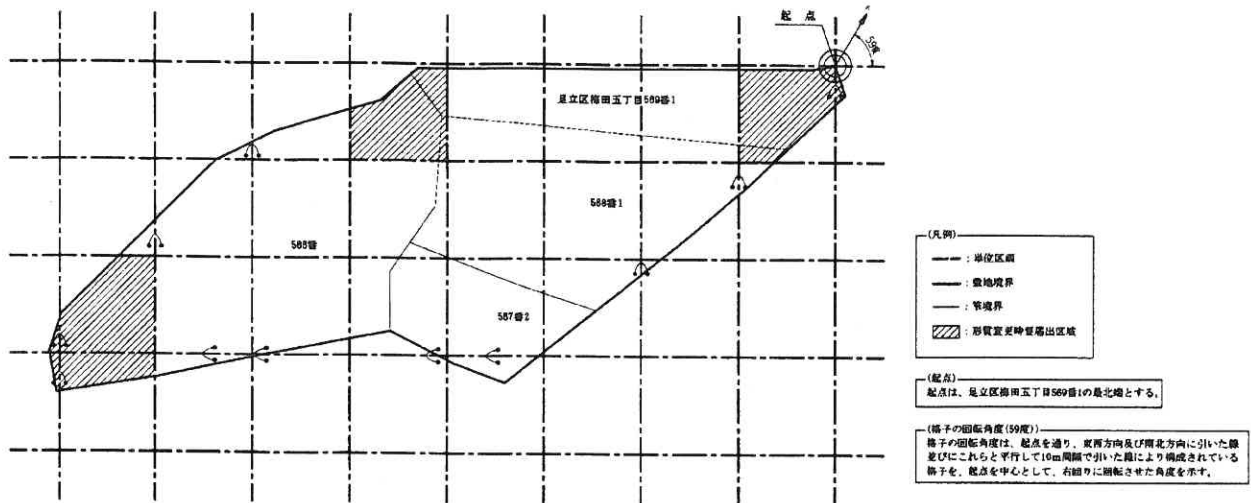
平成二十八年五月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第九百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区宇田川町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物